

介護老人保健施設オープンアームズ

介護予防短期入所療養介護（要支援 1～2 の方） 及び

短期入所療養介護（要介護 1～5 の方） のご利用料金 （令和 8 年 6 月 1 日～）

I. 介護保険の給付対象となる費用

1) 従来型個室：介護予防短期入所療養介護 及び 短期入所療養介護費 I - i

	国が定める 1日あたりの利用料金	国が定める負担割合に応じた 1日あたりの利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	5, 7 9 0 円	5 7 9 円	1, 1 5 8 円	1, 7 3 7 円
要支援 2	7, 2 6 0 円	7 2 6 円	1, 4 5 2 円	2, 1 7 8 円
要介護 1	7, 5 3 0 円	7 5 3 円	1, 5 0 6 円	2, 2 5 9 円
要介護 2	8, 0 1 0 円	8 0 1 円	1, 6 0 2 円	2, 4 0 3 円
要介護 3	8, 6 4 0 円	8 6 4 円	1, 7 2 8 円	2, 5 9 2 円
要介護 4	9, 1 8 0 円	9 1 8 円	1, 8 3 6 円	2, 7 5 4 円
要介護 5	9, 7 1 0 円	9 7 1 円	1, 9 4 2 円	2, 9 1 3 円

2) 多床室（2人室・4人室）：介護予防短期入所療養介護 及び 短期入所療養介護費 I - iii

	国が定める 1日あたりの利用料金	国が定める負担割合に応じた 1日あたりの利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	6, 1 3 0 円	6 1 3 円	1, 2 2 6 円	1, 8 3 9 円
要支援 2	7, 7 4 0 円	7 7 4 円	1, 5 4 8 円	2, 3 2 2 円
要介護 1	8, 3 0 0 円	8 3 0 円	1, 6 6 0 円	2, 4 9 0 円
要介護 2	8, 8 0 0 円	8 8 0 円	1, 7 6 0 円	2, 6 4 0 円
要介護 3	9, 4 4 0 円	9 4 4 円	1, 8 8 8 円	2, 8 3 2 円
要介護 4	9, 9 7 0 円	9 9 7 円	1, 9 9 4 円	2, 9 9 1 円
要介護 5	1 0, 5 2 0 円	1, 0 5 2 円	2, 1 0 4 円	3, 1 5 6 円

※1. 介護保険施設サービス費には、オムツ の費用が含まれています。

3) 主な加算（国が定める負担割合に応じた、1日あたりのご利用料金）

①すべてのご利用者に共通の加算

	国が定める料金	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算（II）	1 8 0 円	1 8 円	3 6 円	5 4 円
介護職員処遇改善加算（III） ※2. 短期入所（介護予防短期入所）療養介護費に各種加算 を合算した、当月分介護報酬の総額×6.9%の額		※2. で 算出した額	※2. で 算出した額 の2倍の額	※2. で 算出した額 の3倍の額

②ご利用者の状況やご希望に応じて算定する主な加算（下記以外の加算を算定する場合があります）

	国が定める料金	1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算（片道）	1, 8 4 0 円	1 8 4 円	3 6 8 円	2 7 0 円
個別リハビリテーション実施加算	2, 4 0 0 円	2 4 0 円	4 8 0 円	7 2 0 円
療養食加算（1食）	8 0 円	8 円	1 6 円	2 4 円
緊急短期入所受入加算	9 0 0 円	9 0 円	1 8 0 円	5 5 2 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2, 0 0 0 円	2 0 0 円	4 0 0 円	6 0 0 円
総合医学管理加算（10日を限度）	2, 7 5 0 円	2 7 5 円	5 5 0 円	8 2 5 円
緊急時治療管理（月1回、連続する3日）	5, 1 8 0 円	5 1 8 円	1, 0 3 6 円	1, 5 5 4 円

II. 介護保険の給付対象外の費用

1) 全てのご入所者に共通の費用

日用品費	1 6 0 円
教養娯楽費	1 5 0 円

2) 国が定める利用者負担段階に応じたご利用料金 ※令和6年8月1日～

利用者負担段階	食 費	滞 在 費	
		従来型個室	多 床 室
第 4 段 階	日額 1, 6 0 0 円	第 4 段 階 1, 7 3 0 円	第 4 段 階 4 8 0 円
第 3 段 階 - ②	日額 1, 3 0 0 円	1, 3 7 0 円	4 3 0 円
第 3 段 階 - ①	日額 1, 0 0 0 円	1, 3 7 0 円	4 3 0 円
第 2 段 階	日額 6 0 0 円	5 5 0 円	4 3 0 円
第 1 段 階	日額 3 0 0 円	設 定 な し	0 円

対象となる方

- 1. 本人 及び 同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- 2. 別世帯の配偶者（施設入所・世帯分離・事実婚を含む）についても住民税非課税者であること
- 3. 預貯金等の合計額が各利用者負担段階の基準以下であること

※ 介護保険料を滞納し、「給付額減額」の措置を受けている期間は対象となりません。

利用者負担段階	対 象 と な る 方		
第 1 段 階	・生活保護を受給している方 ・住民税非課税である 老齢福祉年金を受給している方		2,000 万円 以下
			配偶者がいない方は 1,000 万円 以下
第 2 段 階	住民税非課税で、 ・前年の課税年金収入額 + ・非課税年金収入額 + ・その他の合計所得金額 の合計が	80 万円 以下の方	本人及び 配偶者の
第 3 段 階 - ①		80 万円 を超え 120 万円 以下の方	預貯金等の 資産の額 の合計が
			1,650 万円 以下
第 3 段 階 - ②		120 万円 を 超える方	1,550 万円 以下
			配偶者がいない方は 550 万円 以下
第 3 段 階 - ②	120 万円 を 超える方	1,500 万円 以下	
		配偶者がいない方は 500 万円 以下	

3) ご希望の方の利用料

特 別 な 室 料	： 個室 及び 2 人室をご利用の場合、1 日あたりの料金	3 8 5 円
理 容 代	： 1 回 あたりの料金（毎月第 2 ・ 第 4 月曜日）	2, 5 0 0 円
電 気 代	： テレビやラジカセなど、コンセントを電源とする機器、 1 台 あたり、1 日の料金	4 0 円